

市川市条例第 3 6 号

市川市民が安全で安心して快適に生活することができる環境の向上のためのカラス被害の防止等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、カラス被害の対策を講じることにより、カラス被害の防止及び低減を図り、もって市民等が安全で安心して快適に生活することができる環境の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) カラス ミヤマガラス、ハシボソガラス及びハシブトガラスをいう。
- (2) 市民等 本市の区域内に現に居住し、又は本市の区域内に滞在する者（本市の区域内を通過する者を含む。）をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内で事業活動を行うものをいう。
- (4) カラス被害 ごみ袋の中にある餌となるもの等を目当てに集散等をするカラスによって生じた次に掲げる事象により、市民等の身体的安全若しくは財産若しくは快適な市民生活が害され、又は害される蓋然性が高いと認められる状態をいう。
 - ア くちばし、脚の爪等によるごみ袋の破損に伴う生ごみの飛散
 - イ くちばし、脚の爪等によるごみ袋を覆うカラスネット等の損壊
 - ウ くちばし、脚の爪等による攻撃、威嚇その他これらに類する行動
 - エ 交通の妨害を引き起こす態様の飛行、着地その他これらに類する行動
 - オ 鳴き声その他の音
 - カ ふん尿その他の汚物及びこれらにより発生する臭気
 - キ 羽毛の飛散
- (5) 集合住宅 住戸数が 2 戸以上で構成されるマンション又はアパートその他の共同住宅であって、廊下、階段等の共用部分を有するものをいう。
- (6) 集合住宅の所有者等 集合住宅を所有する者又はその者から集合住宅

の管理を請け負い、若しくは委任されている者をいう。

- (7) ごみの適正な排出 カラスがごみに接触できなくするための遮断等の必要な措置を講じた上でのごみの排出その他カラス被害を発生させない態様のごみの排出をいう。

(基本理念)

第3条 カラス被害の対策は、市長、事業者及び市民等がそれぞれの責務を適切に認識するとともに、相互に協力及び連携をして、推進されなければならない。

- 2 カラス被害の対策は、カラスが鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の適用の対象となる鳥類に属する野生動物であることに留意して行われなければならない。

- 3 カラス被害の対策は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第13号）その他の法律、条例等による施策と相まって、効果的に行われなければならない。

(市長の責務)

第4条 市長は、この条例の目的及び前条に規定する基本理念にのっとり、カラス被害の対策に関する指針（以下「カラス被害対策指針」という。）を策定し、これに基づく施策を実施するものとする。

- 2 市長は、カラス被害の対策に関する情報の収集に努めるとともに、事業者及び市民等に対し、前項の施策の啓発、情報の提供、助言その他必要な措置を行うものとする。
- 3 市長は、カラス被害の対策は様々な施策が相互に密接に関連するという特徴があることに鑑み、より適切な推進体制を整備するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たり、第3条に規定する基本理念にのっとり、自らがカラス被害を発生させないようにするとともに、市長が実施するカラス被害の対策に積極的に協力するものとする。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、第3条に規定する基本理念にのっとり、自らがカラス被害を発生させないようにするとともに、市長が実施するカラス被害の対策に積極的に協力するものとする。

2 市民等は、相互に協力して、カラス被害を発生させないように努めるものとする。

(カラス被害対策指針の策定に係る基準等)

第7条 市長は、第4条第1項の規定によりカラス被害対策指針を策定するに当たっては、本市におけるカラスの生息等の実態及びカラス被害等の状況を把握し、実効性のある指針とするものとする。

2 市長は、カラス被害対策指針を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

3 市長は、カラス被害対策指針の策定後、おおむね4年ごとに、その内容及び効果について検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(集合住宅におけるカラス被害の防止及び低減)

第8条 集合住宅の所有者等は、カラス被害を発生させないよう、又は発生したカラス被害を低減し、若しくはなくすことができるよう、ごみの集積場所の設置及び管理をしなければならない。

2 集合住宅の所有者等は、カラス被害を発生させないよう、当該集合住宅の居住者に対し、ごみの適正な排出に関する啓発を行うとともに、当該居住者がごみの適正な排出をしないときは、必要な指導を行わなければならない。

3 集合住宅の所有者等は、自らの責任において、カラス被害を発生させないよう、又は発生したカラス被害を低減し、若しくはなくすよう、当該ごみの集積場所を清潔に保たなければならない。

(集合住宅以外の住宅等におけるカラス被害の防止及び低減)

第9条 ごみの集積場所を利用する集合住宅以外の住宅、事業所等の所有者若しくは管理者又は占有者（以下「ごみの集積場所利用者」という。）は、その利用に当たって、カラス被害を発生させないよう、ごみの適正な排出に努

めるものとする。

- 2 ごみの集積場所利用者は、相互に協力して、カラス被害を発生させないように、当該ごみの集積場所の清潔を保つよう努めるものとする。

(その他カラス被害の防止及び低減)

第10条 市民等及び事業者は、カラスへの餌やり（カラス以外の動物への餌やりにより与えられた餌がカラスの餌となっているものを含む。）、カラスの巣の材料となるハンガー等の放置等によりカラス被害を発生させないように努めるものとする。

(緊急的なカラス被害への対応)

第11条 市長は、市民等の身体の安全及び財産の保護の観点から対応すべき緊急性が高いと判断し、次のいずれにも該当すると認めるときは、その状況に応じ、適切かつ迅速な対応を行わなければならない。

(1) 現にカラス被害が発生しているとき。

(2) カラス被害が発生した場所又はカラス被害の発生原因と思料される場所について市、県又は国（以下「市等」という。）が所有又は管理をしているとき。

- 2 市長は、市民等の身体の安全及び財産の保護の観点から対応すべき緊急性が高いと判断し、次のいずれにも該当すると認めるときは、その状況に応じ、カラス被害が発生した場所又はカラス被害の発生原因と思料される場所の関係人と協力し、適切かつ迅速な対応を行わなければならない。ただし、当該関係人と連絡を取ることができないとき又は当該関係人の協力を得ることができないときは、市民等にカラス被害を避けるための注意を喚起する等の対応を行うものとする。

(1) 現にカラス被害が発生しているとき。

(2) カラス被害が発生した場所又はカラス被害の発生原因と思料される場所について市等以外のものが所有又は管理をしているとき。

- 3 市長は、市民等の身体の安全及び財産の保護の観点から対応すべき緊急性が高いと認めるときは、カラス被害に係る事実を公表することができる。

(立入調査等)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市の職員をして、土地、建物又は工作物等に立ち入り、必要な実態調査をさせ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言及び支援)

第13条 市長は、第8条から第10条までの規定に違反する事実があると認めるときは、これらの規定に違反したものに対し、カラス被害の防止又は低減に資する助言及び支援を積極的に行うものとする。市民等、集合住宅の所有者等その他のものからカラス被害に対する対応等に係る相談がある場合においても、同様とする。

(改善指導及び改善勧告)

第14条 市長は、第8条から第10条までの規定に違反する事実があると認めるときは、これらの規定に違反したものに対し、カラス被害の改善のために必要な指導をすることができる。

2 市長は、第8条の規定に違反する者（以下「違反者」という。）が前項の規定による指導に従わないときは、違反者に対し、カラス被害の改善のために必要な勧告をすることができる。

(改善命令)

第15条 市長は、違反者が正当な理由がなく前条第2項の勧告に従わないときは、違反者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた違反者は、市長に対し、市長の定める期限までに、改善のための計画を記載した書面を提出しなければならない。

(公表)

第 16 条 市長は、違反者が前条第 1 項の規定による命令に従わないとき又は同条第 2 項の規定による書面の提出をしないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、違反者に弁明の機会を付与することができる。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。